

高齢者施設等の

感染症対応について

感染初期から早期対策・相談を！

感染症が施設内で流行すると...



高齢者の体への負担

感染拡大への不安

職員の業務が増加

*** 早期対応・平時からの対策が感染拡大防止につながります**
保健所への報告基準は下記のとおりですが、国の報告基準に関わらず、施設内で感染症患者の拡大の兆候が見られましたら直ちにご相談ください。

<保健所等への報告基準>

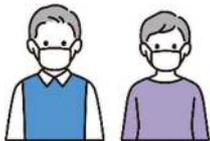
- ・ 同一感染症又はそれが疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ・ 同一感染症又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・ その他施設長が報告を必要と認めた場合

令和5年4月28日厚生労働省医政局等通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

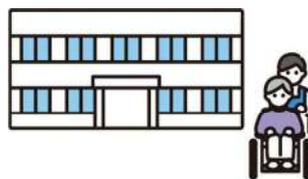
平成17年2月22日厚生労働省健康局長等通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

感染症の疑いがある高齢者が発生した場合の対応例

感染症の疑いがある
高齢者が発生。



少人数のうちから
早期対策・二次感染予防



保健所から
二次感染予防に
ついて助言。



早期報告・早期対策により感染拡大防止につながります。



保健所がサポートします

電話や施設訪問による相談を実施しています。

例) コホーティング^{*}の相談、効果的で負担の少ない感染対策など
(※ 患者を感染者・濃厚接触者・それ以外の者の病室に分けること)

施設内で陽性者が発生したら・・・

対応の手順や感染対策について、東大阪市ウェブサイトに掲載しています。

陽性者が発生した場合の
ウェブサイトはこちら！



平常時からの感染対策

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000021426.html>

平常時より基本的な感染対策を行うことは大切です。

正しい手洗いは
できていますか？



正しい防護服の着脱
はできていますか？



◎施設への「出張感染対策研修」を実施しています！
日時や内容をご相談ください。

例) 手洗い・手指消毒の実践、防護服の着脱、発生時に備えた対応など

その他

高齢者施設等における
平常時の感染対策



ノロウイルスについて



インフルエンザについて



新型コロナウイルス感染症
について



問合せ先

東大阪市保健所 感染症対策課

TEL 072-960-3805 FAX 072-960-3809

EMAIL kansensyo@city.higashiosaka.lg.jp

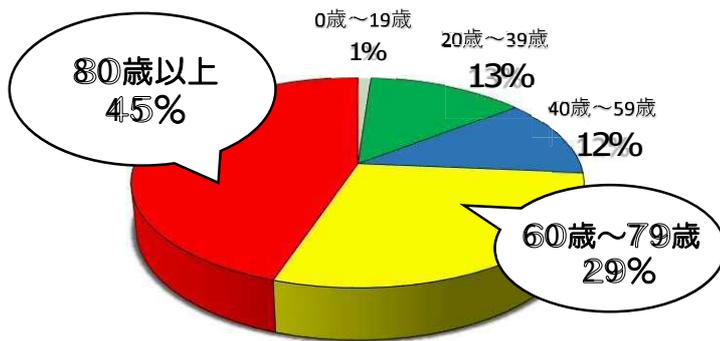
令和7年4月作成

肺結核、忘れないで

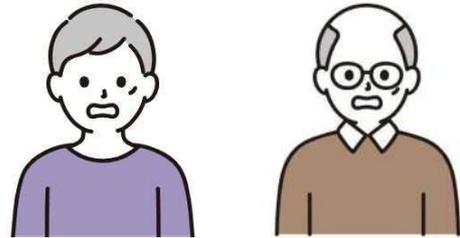


結核は過去の病気ではありません。
結核患者数は年々減少傾向にあります。しかし、加齢に伴う免疫力の低下によって高齢者が発病するケースが多くなっています。

国内における
新登録結核患者の年齢別割合（令和4年）



結核を新たに発症する方は約7割が
60歳以上です。
そのうち80歳以上の方が約4割を
占めています。



*東大阪市（令和5年）：80歳以上44%、60歳～79歳32%

結核を早期発見するためのポイント

①無症状でも年に**1回必ず健康診断等で胸部X線検査を受けましょう！**

「肺がん結核検診」※1

対象者：40歳以上の東大阪市民

内容：問診、胸部X線検査（必要に応じて喀痰細胞診検査）

自己負担金：500円（保健センターは無料）※2

（令和6年度より65歳以上の方は**無料**になりました。）

予約方法：委託医療機関や保健センターへ電話で申し込み

必要な物：東大阪市がん検診受診証、健康保険証、自己負担金

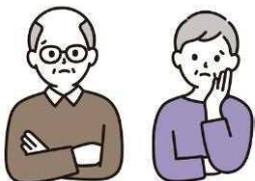
問い合わせ先：東大阪市保健所 健康づくり課 072-960-3802

※1 65歳以上の方は1年に1回結核の定期健康診断を受けることが感染症法により定められています。

※2 がん検診の自己負担金が無料になる場合があります。詳しくは上記の連絡先までお問い合わせください。

②**毎日、体調管理を行いましょ！**

高齢になるほど結核の特徴的な咳やタンの症状が出にくくなる傾向があります。



「微熱」「食欲がない」「体重が減ってきた」
「身体がだるい」「疲れやすい」「息が切れる」

これらの症状が2週間以上続く場合は早めに受診しましょう！



☎お問い合わせ先 東大阪市保健所 感染症対策課 072-960-3805

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 介護老人保健施設
 介護医療院

} 管理者 各位

結核に係る定期健康診断の実施および報告書提出のお願い

事業者、学校の長及び施設の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2及び同法第53条の7の規定により、結核に係る定期健康診断の実施および実施後の報告が義務付けられています。

つきましては、令和7年度中に結核に係る定期の健康診断を実施したときは、必ず実施報告書を感染症対策課にご提出ください。

報告は毎年度必要です。引き続きご協力をお願いいたします。

結核に係る定期の健康診断の実施義務者、対象者、定期及び回数(関係部分抜粋)

実施義務者	対象者	定期	回数
事業者	業務に従事する者 ・介護老人保健施設・介護医療院 ・社会福祉法第2条2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム)	毎年度	1回
施設の長	社会福祉法第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に入所している者(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム)	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度	1回

結核に係る定期健康診断実施報告書 [東大阪市ホームページ](#) [その他で検索\(記事ID検索\)](#)

【電子申請システムをご利用ください】 <電子申請システムで報告できます>

東大阪市電子申請システム [手続き一覧\(事業者向け\)](#) キーワード検索



パソコン等で作成したデータをアップロードして報告したい・・・
 結核に係る定期健康診断実施報告(アップロード方式)



スマホ等から直接数値を報告したい・・・
 結核に係る定期健康診断実施報告(フォーム入力方式)

東大阪市結核対策費補助金

結核に係る定期健康診断のうち、施設の長が行うものについては「東大阪市結核対策費補助金」の交付対象となる場合があります。交付申請書の提出は毎年度10月末日が締切です。

詳しくは[本市ウェブサイト「結核対策費補助金」](#)のページをご覧ください。

問い合わせ先
 東大阪市保健所感染症対策課 結核担当
 TEL 072-960-3805 FAX 072-960-3809